

救護所開設マニュアル（案）

大規模災害時に、医療ニーズが高まる状況において軽症者が医療機関の外來に集中することを防ぐため、軽症者の応急手当等を行うことを目的として、災害対策本部の決定のもと救護所を開設する

1 救護所の開設決定

1-1 開設の意思決定

- (1) 流山市災害対策本部の立ち上げ（震度5強以上、ほか）
- (2) 市の要請に基づき、災害救護対策本部（場所：保健センター）を立ち上げる
- (3) 市長が救護所の設置を決定する（震3-91）

1-2 開設日時の連絡

※今後検討する

1-3 責任者の名称について

- (1) 救護指揮者
救護指揮者は医師の中から選任し、救護所内の医療救護活動の総括指揮を行う
- (2) 現地総括者
原則として看護職以外の市の職員の中から選任する
救護所内の医療救護活動以外の調整及び災害救護対策本部との連絡調整等を行う

2 救護所設置場所の開錠

- (1) 救護所設置場所（武道場）到着後、学校施設管理者に救護所開設と救護所用品搬出を報告
- (2) 施設管理者とともに、救護所設置場所を開錠する
すでに待っている傷病者がいた場合も、開設準備が整うまでは外で待機してもらう
- (3) 外周の安全確認を行ってから施設内へ入る
- (4) 安全確認して問題があった場合は、必ず施設管理者に報告し、安全を確保する
救護所として安全上の問題、すでに避難所として使用されている等、救護所として使用できない状況の場合には、災害救護対策本部に報告し指示を仰ぐ
床の傷など事前に確認し、写真を撮り災害救護対策本部に報告する

3 防災倉庫の開錠

- (1) 防災倉庫を開錠する
鍵が開いていない場合は、保健センターが保管する合鍵で開錠する
- (2) 防災倉庫の中の物品をチェックリストで確認し、全て救護所（武道場）へ運ぶ
- (3) 不足があった場合には、災害救護対策本部へ連絡する

4 備品等の配置

- (1) 武道場にある備品を借用して、レイアウトをする（机、椅子など）
薬品及び衛生材料置場：トリアージシート付近に机2本程度（傷病者の動線を見て場所調整）
会場の奥（入口から最も遠い位置）から、緑・黄・赤のトリアージシートを順に敷く
受付の最も近い位置に、トリアージポストとして、ブルーシートを設置
- (2) 黒のトリアージシートは、受付の後方に資材等で隠し目立たないように、狭く設置

- (3) 各シートの間は傷病者やスタッフの動線に支障がない距離とする
 - ※武道場の机や椅子で不足する場合には、施設管理者に相談する
 - ※各シートで処置を行う場合には段ボールパーティションを使用する

5 各セクションの準備と業務

5-1 受付準備 担当：市職員事務職

- (1) 机（受付用、記載台用）、椅子を設置し、救護所内の案内表示を貼る
- (2) 受付の表示、トリアージタグ、名簿、筆記用具等準備
- (3) 筆記用具、各種書類、電灯類、発電機等は、必要に応じ取り出せるように準備

5-1-2 受付業務

- (1) 入口で靴を脱ぎ靴袋に入れて持ち歩いてもらうよう案内する（雨天時は傘袋も）
- (2) 傷病者（家族等）に災害時診療録に氏名等の必要事項を記載台で記載してもらう
- (3) 災害時診療録から、氏名・年齢・性別・住所・電話番号をトリアージタグ、傷病者一覧に転記し、タグには番号（中学校名+通し番号「例：東深井ー1」）も書いて右手首につける（右手がつけられない場合は左手首→右足首→左足首）
- (4) 災害時診療録を渡しトリアージポストに誘導する

5-2 トリアージポスト 担当：医師・歯科医師等

物品：筆記用具、ペンライト等

5-2-2 トリアージポスト業務

- (1) 災害時診療録を受け取り、傷病者の重症度を判定し、トリアージタグ・災害時診療録に記載しトリアージを行った時間・判定を行った医師名を記載する
 - ※トリアージタグ記入の際には後刻再判定をする場合に備えて、書き足せる余白を残すように
- (2) トリアージタグの判定をもとに色部分を切り取る
- (3) 医師は、トリアージ結果を傷病者に説明する。判定したトリアージシートに誘導し、災害時診療録をトリアージシートのスタッフに渡す

5-3 トリアージシート 担当：医師・看護師等

(1) 必要物品の準備

- ア 器材置き場から、各トリアージシートに必要と思われる物品を医師の指示のもと準備
- イ 各トリアージシート共通物品

聴診器、血圧計、ペンライト、ガーゼ、副木、三角巾等の衛生材料、はさみやピンセット等の衛生機材、消毒薬、筆記用具、メモ用紙、記入後の災害時診療録等の保管場所の確認
※感染性廃棄物と通常のごみを分別できるようゴミ箱を配置する

- (2) 準備した物品、共通の物品置き場にあるものの確認
- (3) 従事者及び役割確認、流れの確認

5-3-2 トリアージシート業務

- (1) 傷病者の体調を確認し、応急手当を行う
 - 目隠しが必要な処置を行う場合には段ボールパーティションを使用する
- (2) 災害時診療録に所見・処置内容、搬送指示等を記載する
- (3) トリアージタグに所見を記載する
- (4) 病院等で処置が必要な場合には、トリアージタグはそのままにして受診先を調整する
 - ※連絡については現地総括者と分担するが、医療機関の受け入れ調整にあたっては、緊急度や症状の説明等が必要になるため、救護指揮者を中心として医師・看護師が行うトリアージタグの複写の1枚目をはがして災害時診療録と一緒に保管する

自力・家族等により病院に連れていくことができない場合には、救急車等を要請する

(5) 軽症等で帰宅する場合には、トリアージタグは回収する

トリアージタグと災害時診療録を一緒にして、各トリアージシートで一時保管する(受付へ戻す)

5-4 衛生材料・薬品等置き場 担当：薬剤師等

必要物品を並べる

5-4-2 薬剤・衛生材料等管理

(1) 救護所開設時点での薬剤の数量を記録する(どこの薬局からどれだけ提供されたか)

(2) 払いだした薬剤の記録

(3) 不足が見込まれる・追加が必要なさそうな薬剤・物品等について、現地総括者に伝え災害医療対策本部に調整を依頼する

5-5 誘導 担当：看護師・薬剤師等

トリアージポストからシートまでの誘導等、歯科医師・薬剤師・看護師等は、職種の業務を超えて傷病者が円滑に手当てを受けて退出できるよう安全に配慮しながら誘導する

(1) トリアージポストからトリアージシートへの誘導

(2) トリアージシートで災害時診療録・トリアージタグを回収したことを確認して出口を案内

(3) 靴袋・傘袋の回収

※従事者はビブス又は腕章を装着し、配置につく

6 各セクションの業務について

現地総括者が連絡係を兼ね、救護指揮者とともに救護所の状況を把握し、災害救護対策本部と連携し、医療機関の受け入れ状況を把握する

また、薬剤師と協力して災害医薬品等の管理を行い、不足が見込まれる場合には災害救護対策本部に供給を依頼する。従事者は交代することから、現地総括者はその出勤状況を記録しておくとともに、救護指揮者と連携して、役割分担を調整する

引継ぎ	担 当
医薬品及び衛生材料等の点検・補充	薬剤師→現地総括者→災害救護対策本部
トリアージタグの整理、傷病者一覧の作成	受付事務員、現地総括者、救護指揮者
診療録・トリアージタグの記載と整理	医師、事務員(救護指揮者・現地総括者)
診療日誌記入	救護指揮者(医師全員の出勤記録等)
業務日誌記入	職種ごとに記載(出勤記録等)
従事後のミーティング	当日の従事者全員で引継ぎ事項の確認

7 役割分担

(1) 現地総括者(市の職員)から、救護所の運営の流れと各セクションの役割、傷病者の動線、記録の保管等について説明し全体共有する

また、医師・歯科医師・薬剤師及び各医療機関所属の看護師等の従事状況の管理を行う

(2) 救護指揮者(医師)を中心に、従事者の役割分担等について確認する

(3) 役割分担決めの際し、救護指揮者を中心に各職種の代表と現地総括者であらかじめ話し合って調整する

運営する中で人数や配置の調整をする場合には、救護指揮者・現地総括者と相談し、都度調整する

(4) その他全体共有

救護所内での解決困難な問題が生じた場合は、速やかに災害救護対策本部の指示を仰ぐ
ボランティアは、原則として災害救護対策本部に申し出てもらうよう伝える

8 救護所の活動開始

(1) ミーティング

救護所開設前のミーティングで、全体の情報共有を行う

- ・市内の救急病院・一般診療所の稼働状況、救護所の設営状況
- ・市内のライフラインの状況と復旧の見込等
- ・市内の傷病者の報告状況
- ・本日の役割分担の確認

(2) 救護所でのシフト交代ごとにミーティングを行う

2日目以降は、以下の情報を追加する

- ・昨日の当救護所での受け入れ・搬送実績等
- ・資材・薬剤等の在庫状況と供給見通し
- ・その他注意事項等

(3) 全体ミーティング後、必要に応じ各セクションでの引継ぎを行う

9 救護所の閉鎖

9-1 閉鎖決定の流れ

- (1) 救護所の傷病者の状況及び医療機関の状況を踏まえ、救護所閉鎖について災害救護対策本部で検討し、災害対策本部へ意見を出す
- (2) 災害対策本部で救護所閉鎖を決定
- (3) 災害対策本部の決定を受けて、災害救護対策本部から各救護所へ連絡する
- (4) 救護所閉鎖の周知
救護所の閉鎖日時を救護所入口等に掲示し、施設管理者及び避難所現地総括者に報告する
救護所の閉鎖後に看板を撤去し武道場内の片づけをする
- (5) 最後の傷病者の応急手当の終了を確認し、セクションごとに片付ける

9-2 片付けについて

- (1) 医師・歯科医師：災害時診療録、トリアージタグの医師サイン等記入漏れがないことを確認する
- (2) 薬剤師：薬剤師会で持ち寄った薬品の残量確認（使用した薬品数の確認）
- (3) 全職種：感染性廃棄物と一般ごみの分別をする
医療廃棄物のボックスは、救護所閉鎖後ふたを閉じる
※会場の撤去は主に医療従事者以外の職員が行う
撤去作業職員が汚染物で感染することがないように分別する
※救護所用品の使用状況、残量を確認し、最終日の業務日誌に記載する
- (4) 救護所用品を全て保健センターに持ち帰り整備する

9-3 ミーティング

- ・災害救護活動の報告（職種ごと、セクションごとなど）
- ・業務日誌に従事状況（出勤時間等）の確認と解散時間を記載する

9-4 施設の確認・施錠

- ・救護班職員等で応援を呼んで現場の撤収作業を行う
- ・施設管理者、現地総括者、救護班職員で、施設内の確認及び施錠

10 その他

(1) 救護所従事職員の持ち物

- ・動きやすい服装と上履き（傷病者も靴を脱いでもらうので、外履きと誤解されないもの）
- ・個人の常備薬
- ・飲料水及び食料（可能な範囲で）

(2) 救護所に備えている個人防護具

- ・アイソレーションガウン
 - ・サージカルマスク
 - ・グローブ
 - ・（上履きカバー用）シューズカバー
- ※武道場は履物不可とされている